

民生福祉常任委員会記録

平成27年6月25日

【開催日】 平成27年6月25日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後3時20分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

委員外議員	岡山明	議長	尾山信義
傍聴議員	河崎平男	傍聴議員	長谷川知司
傍聴議員	山田伸幸		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	庶務調査係長	島津克則
------	------	--------	------

【付議事項】

- 1 議員提出意見書案第1号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について

午後1時 開会

下瀬俊夫委員長 時間になりましたので、ただいまから民生福祉常任委員会を始めたいと思います。それでは今日の議案が意見書の案ということになっております。議員提出意見書第1号地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出についてということで、提案者のほうから説明を受けたいと思いますので、提案者に委員外議員として来ていただくということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいです

ね。はい、じゃあよろしく。(提案者入場) 岡山議員、どうも今日は御苦労さまでした。委員外議員として2、3点ちょっと注意事項があります。一つはこちらからの、議員からの質問にですね、しか答えられない、岡山さんのほうからこちらに質問はできませんので、それはよろしく願います。それから質疑の答弁のときには挙手をお願いしたいというふうに思います。それでは早速意見書案についてですね、昨日の本会議、質疑も踏まえて、質問を受けたいと思います。どなたからでもどうぞ。

三浦英統委員 昨日の本会議におきましてですね、国保の国庫負担の減額調整措置、これの在り方についてですね、説明がなされたわけですが、ちょっと私が思っておったのと内容が違っておったような気がしますので、再度この場でお尋ねをまずしたい。それとですね、もう1点が早急に検討の場を設け、この1番ですね。設け、結論を出すこと。緩やかなこの文言がここに出てきておるんですが、緩やかな文言にした理由、これをまずお聞きしてみたい、以上2点でございます。

岡山明委員外議員 今言われました減額調整措置の、参考までにお話を私のほうから国保の減額調整についてという形でお話をさせていただきたいと思います。医療給付負担金につきましては、国が国民保険事業の健全な運営を図るため、市町村保険者に対し療養給付等に要する費用の一部を負担するもので、計算式につきましては保険者が負担する医療給付費に地方単独事業における医療費助成の率に応じた調整率を掛け、これに求められた数字の32%、療養給付負担金の額となるという形になります。国庫の32%に対して、その前に調整率を掛けるという形になるという状況です。

下瀬俊夫委員長 ちょっと待ってください。今の説明は何の説明なんですか。

岡山明委員外議員 今、減額調整されているその金額、場所ですね、はい。

三浦英統委員 私が聞きたいのはですね、国保の国庫負担の減額調整措置の在り方という書き方がしてあるんで、先日の本会議で説明なさったのが、私が思っておることと異なっておるので、再度きちっとした答えをお聞きしたいと、要は国がですね、今の乳幼児医療を、これ多分乳幼児医療のことを指していらっしゃると思うんですよ。そのことについてお話がなかったんですよ。そのことについてですね、今国が半分出す、市町村が半分出す、そのうちに県が2分の1出しとるということであろうと思

うんですよ。そのことをちょっとようきちんとしとかんとですね、本会議で言われたことがずっともう広がってしまうんで、その辺のことを再度お聞きをしたところなんです。それと早急に検討の場を設け、結論を出すことという緩やかな文章なんですけど、これはどういう理由で、こういう緩やかな文章が作られたのかお聞きしたいと、こういうことなんですよ。

岡山明委員外議員 1番の私の理解の状況に、私はちょっと個人的にちょっとお話すると、減額調整措置ということで、減額される率を変えていくっていう、そういう理解なんですけど、医療費は掛かるんですが、乳幼児医療の医療費は掛かると。それに対して国のほうから例えば全額の場合は、0.84掛けてその後に国保の32%と、そういう国保の掛ける前に、全額支給になるとコンマ84、俗に言う15%が減額されていると。それが金額的に入っていると。それを今回減額のそれをどういう形にするか、国の形なんですけど、そういう配慮していただくっていうこと、見直しをかけていただくっていうことの減額調整措置という意見書という形になっています。そこの単独事業に係る調整ですね。そこが乳児医療に関してはコンマ84%掛かっていますと。1からコンマ84引くと、16%。16%が医療費、この地方が単独事業として行っている医療費の、俗に言われておりますけど、波及増分と言いますかね、それが16%無料、医療にすることで負担が掛かる、それは市町村として受けていただきたいと、そういう調整金額の形なんです。それを見直していただきたいと、それが趣旨でございます。それともう一つ速やかな対応ということなんですけど、なかなか現状的に、比率を素早くという状況にいくのが非常に難しいという状況でございます。なおかつ平成30年にこの制度も変わってくると、そういう状況の中で逆に今言われたように、急がなければいけないという状況もありつつ、30年、あと3年後には制度も変わってしまうということもございまして、ある程度急ぐ状況の中でも制度上考えたときに、あくまでも減額の調整ということで、段階を踏んだ状況で調整額を見直してほしいという部分でちょっと急激な言葉っていうのは、ちょっと外しているような形だなと思います。以上です。

岩本信子委員 聞いていて意味が分からない。ちょっとね、療養給付費の国保の在り方、3分の1が国で、表をいただいていたよね。3分の1が国で、3分の1が個人で、3分の1が県でしたかね。こういう給付表があったじゃないですか。それでもってここの部分がこうだからこうっていう説明いただきたいんですけど、そういう説明は。

下瀬俊夫委員長 逆に難しいと思う。そういう説明したら。こんな難しい話じゃないんです。

三浦英統委員 多分言われたいのは国保の中で乳幼児医療に関して減額措置、ある程度の部分を国がお金を出していないんですよ。市町村にお任せしているんですよ。この乳幼児医療。それが今言う18%というお話であらうと思うんですよ。ですから残りのお金を市町村に任せておるんですが、市と県が半分ずつ出しよるんですよ。県の補助金で半分入ってくる。うちが2,800万ですか。これだけ入ってきておるんですよ。その半分が県、半分が市。単独で出している。それを言われるんであらうと思うんですよ。なぜ聞いたかと言いますと、本会議で言われたことが確実に伝わっていないんですよ。ですからその辺の説明を、再度きちんとした説明をしていただいとおかんと言われたことが一人歩きするとまずいので、それでお尋ねしたんです。私はもういいです。

小野泰委員 地方単独事業に係ることであって、現在、減額調整をされておるというのが、さっき説明もあったんですが、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令ということで、掛け率があるんですね。それでやると出るんですが、いろいろ勉強させてもらったら、24年、25年、26年の各年度で約三千万前後ぐらい使っているんですね。この分の2分の1を市、2分の1を県で持っているわけです。それを先ほど言われたように、減額調整をなくしてほしいという話であったんで、そういう形でいけばと思うんですよ。同じようなことを市長会でも出しているんですね。国民健康保険制度等に関する重点提言という中で。その中には減額措置を廃止することという明快な答えが出ていますし、地方創生に関する重点提言の中にも、少子化に関する中に国民健康保険においてという中に同措置を廃止することというような形で、こっちは廃止という形になっておるんですが、この辺の言葉使いなんですよ。在り方について早急に検討の場を設けて結論を出すことというなんで、ある意味では市長会より強力にするのか、同じぐらいでいいのかどうかということになるんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

岡山明委員外議員 減額措置の廃止までどうかという御意見ですかね。

下瀬俊夫委員長 今の話は全国市長会が廃止を求める要望を出しているんですよ。それよりも後退したらまずいんじゃないですかという話をしている

んです。

岡山明委員外議員 先ほども私お話をしたと思うんですが、平成30年から都道府県が財政運営の責任主体というんですか、そういう制度自体が30年が変わってきます。その前に減額制度の形を廃止するということに危機感があるんじゃないかなと。そういう形の状況の中でやっぱり安定した財政が必須と。そういう意味で効率的な事業の確保のために、このまま形としては残していただきたいと。廃止まではいけないと、そういう状況の中で、市長会は反対というんですけど、私たちの意見としてはそこまで形、財政運営を崩す必要性があるか、そういった意味で取りあえずは調整を・・・

下瀬俊夫委員長 それはだいぶ話が違うね。

小野泰委員 先ほどは岡山さんが減額調整をなくすことと、なくすようにということをおっしゃったので、なくすといっても言い方は緩やかになくすというのがあるんですが、市長会ではこういうふうなことで提言もしておるけど、どうでしょうかというお話をしたんですが、この意見書等の出し方によるんですよね。インパクトの強いように出すのかどうなのかということもありますんで、その辺りというのははっきりしたほうがいいかなという気がせんこともないので、そのことをお話したんですが。その辺りいかがですか。

岡山明委員外議員 私たちも趣旨とちょっと違ってくるなという部分は認めたいと思います。全面的に廃止というのは趣旨が違ってくるかなという思いでございます。

吉永美子委員 考え方としてお聞きしたいんですけど、廃止ということになるとほかのいろんな医療関係について、特に2番とかでも総合的にということが書いてありますけど、ほかの支援策に大きく影響を与えていくという、ほかの崩れていくという考え方で、まだ国会の中で議論もされていない、そんな中でいきなり廃止ということは、ほかのことへの影響も考えての見直しということとどまっているという認識でよろしいですか。

岡山明委員外議員 今言われたとおりだと思います。

下瀬俊夫委員長 今地方創生で、各自治体が乳幼児の医療費のかさ上げ、単独事業のかさ上げをやった場合に補助金を出すということになっているんですよね。国のほうから。この補助金の制度そのものは、これを活用して中学校卒業するまで無料にするとか、そういうところがどんどん生まれてきているわけです。これはあくまで国民健康保険会計のことであって、そのような国からの補助金制度そのものは、地方単独でやった場合にペナルティを科しますよというのは残して当たり前だということですか。

岡山明委員外議員 意見書の内容は減額調整措置の見直しと、全面的な廃止までは影響的に大きいという意味で見直しをかけて減額の幅を最小限にできる範囲で、国の体制が30年に変わっていく状況の中で、減額の措置を、利率を見直していただきたい。まだ、議論の上まで、土俵の上まで上がっていない状況の中で、一概に全面的に廃止というのはいかがなものかと思ひまして、調整措置の見直しという形をとらせていただきました。

下瀬俊夫委員長 質問の意味を踏まえた議論をしたいんですけどね。今言ったように地方創生の補助金制度で、地方がどんどん乳幼児の医療費助成を拡大しても補助金をあげますよと国が言い始めているわけですよ。現にやっているわけですね。ところが国保で単独で自治体が医療費助成の拡充をやったらペナルティを科しますよという制度をね、片方ではどんどんやりなさいと言いながら、片方ではやったらペナルティを科しますよと言ったら矛盾じゃないですかと言っているわけですよ。だから当然なくすのは当たり前じゃないかなと思うんですけど、こういう整合性がなくなるんじゃないかと思うんですけどいかがですかね。

岡山明委員外議員 今の整合性という答えに対してこの国保の減額調整に関しても、現物支給と、もう一つあります償還制度があります。そこで調整基金がある、ないという状況もあります。そういった意味で今委員長がお話された整合性という意味からいうと非常におかしいと、その金額を窓口で払う、払わないで、調整金額がある、ないが決まってしまう、それ自体が整合性が欠けておると、そういった意味で委員長が言われたとおり、その形が一番良いんでしょうけど、やっぱり国の制度の中に整合性に照らし合わせたときに合わない部分が見受けられると、そういう意味で最低限の見直しをかけてほしいという趣旨の下の意見書でございます。

下瀬俊夫委員長 いやいや、僕が言っている意味はね、片方ではどんどん医療費の無料化をやりなさいと言いながら、片方ではやったらペナルティ掛けますよというふうなのはおかしいじゃないですかって言っているわけですよ。おかしいかおかしくないかだけ教えてください。

岡山明委員外議員 おかしい、おかしくないというのは私個人の考えになります。それはちょっと回答に慎もうと思います。そういった意味で、先ほどお話、何回も言うんですが、償還払い、現金払いで不合理な部分があるというのは私は認めたいと思います。

岩本信子委員 先ほどから、補助金と国庫負担金のことだとは思いますが、補助金、この国保っていうのは全員が入っているわけじゃないんですよ。うちで言うたら三十何パーセントの人が入ってらっしゃいますよね。先ほどから言われるように、補助金が乳幼児医療無料というのは、どなたでも国保に関係なく、社会保険から何から共済保険から入ってらっしゃる方には、その形で出ると思うんです。だからですね、今、国保でじゃ、私は国保が減額措置をするっていうことになればそれはそれで国庫金だから私はその、なるのかなとは思いますが、またそれを廃止しろということなんですよね、今言われるのは。だから補助金とまず今言われた乳幼児医療のその、あれとは全然別な会計で考えんといけんのじゃないかと私は思うんですが。

下瀬俊夫委員長 何、質問。

岩本信子委員 だから、どうなんですかっていうことを。質問っていうか、だから先ほど補助金と国保の関係を言われたから、そうじゃなくて、補助金っていうのは全ての人の子供、だから社会保険じゃろうと共済保険だろうと入っているし。今言われる国保の方々が乳幼児医療の無料を受けたら、それだけ減額調整されているっていうことなんでしょ、今。だからそりゃあ、それをじゃあ見直してくれっていうことに、まあ考えてくれって言われているんだから、それはそれで取りやめるとか取りやめなとか言うよりも見直されるべきだかなと思います。だから、全員が国保入っているんなら、取りやめとか何とかいうことができる、補助金との関係でできるんだけど、そうじゃなかったらと思うんですが、どう考えてですか。そうじゃないですか、ということの質問です。

岡山明委員外議員　じゃあ最初に療養給付に対する国庫負担金は国民健康保険制度のみでございます。被用者保険ではこの問題は生じていない。（「でしょ」と発言する者あり）厚生系、今言うた普通の会社の方はこれは対象外です。（「でしょ、でしょ」と発言する者あり）はい。それと先ほどのその国保の問題、金額の形なんです、最初言われたように、まず100のうちの半分、50が国庫負担金が32%があります。それともう一つ財政調整交付金、これは9%、それと都道府県、県の財政交付金と同じく9%でございます。この定率国庫負担金32%、これともう一つある財政調整交付金これ両方掛かっているんです。国庫負担金と財政交付金、この二つ。両方共々に調整率が掛かっているという状況です。それで私、今意見書の部分は、例えば国庫にいきますと、国保32%なんです、医療費の32%、その前に、私の場合は1.0です。乳児が病院が行ったときにはどうかと言いますと、全額支給の場合は地方の単独事業で100%の場合は、その医療費に対して、先ほどお話しましたコマ84。俗に言う14%分は引くんですよ。引かれた状態で、1万円いただいても8,400円。それから32%が国から山陽小野田市にいただくお金になります。そういう意味で本来は私であれば1%、全額医療費がそのまま32%という、国保の形でもらえるんですが、地方の単独事業になるとそれをすると、先ほどお話いたしたんですが、地域の部分でどうしても不公平感がある。波及増分がある。それがペナルティがコマ16。16%が天引きされますよ。それが調整分ですよという形が、それを変えるというのが今回の調整措置を見直ししてほしいという部分です。

岩本信子委員　さっきから補助金と国庫負担金とごちゃ混ぜにして考えてはいけないと思うんです。さっきから言うように、それはそれで国庫負担金の調整になる部分だから、それは取りやめるとか取りやめないというよりも、今から検討する、在り方をやっぱり検討してもらわないといけんのじゃないか。先ほど吉永さんも言われるように、いろんな制度に波及してくると言われるんだったら、そうじゃないんでしょうか。どうですか。

下瀬俊夫委員長　誰に聞きよるのか。

岩本信子委員　委員長に言いたかったんですけど、もういいです。

石田清廉委員　よう分からんのでみやすく教えてください。みやすく質問しま

すから。要点はいわゆる国保の減額措置の見直しという、どういうふうに見直せと言っているのか、聞きたいんですけど、その背景がね、言われるまでもなく国保のいわゆる財政基盤の強化っていうことがあって、いろんな国の施策が改善されようとしているわけですよ。その中であって国庫負担の調整措置の見直し、これも一つあるし、先ほどから出ている地方創生の観点からね、人口減少とか子育て支援とかいろんな問題があって、その辺の医療費の助成制度の普及をという、そういう見直しもいろんな見直しが言われているわけですよ。その中で今出されている見直しを求める意見書は、ポイントはどこをどうせとおっしゃっているのか僕はちょっと迷ってね、よく分からないんですよ。この国の負担分をあんまり上げて、国が困るんじゃないかと言っているのか、我々が下げられると、余計払わなければいけないから何とかせと言っているのか、よう分からない。はっきりしてえや。その辺を、初歩的なところを。

岡山明委員外議員 今の質問なんですけど、非常に難しいような形になると思います。この度の持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の形が、法律が制定されたという形になっています。そういった意味で財政運営の形をしっかりとしていこうと、そういう形で昨日もちょっと本議会でお話があったとおりにその食事、入院の食事代とかいろいろもろもろな形で財政の当事者の保険者の負担が掛かると、後期高齢者に対してもその所得の形も変えていくという、そういう意味の状況の中でなおかつ財政が安定した状況の中で見直しを、減額の調整の見直しを図っていただきたいと、財政基盤がこの法律ができることで財政基盤が皆様に御負担をかけて財政基盤がしっかり整ってくる状況の中でこの減額調整措置の見直しをしていただいて、市の人、市民じゃないんですけど、私たちが国保に負担するその金額的な分を少しでも削減できるのではないかとそういう形で片や取る、片や戻せという形で非常に難しい状況の中で今回ある程度の制度をがっちり固めた状況の中でこの制度見直し、減額調整の見直しをいただいて少し負担掛けた分はその国保の形で返して、還元していただければという趣旨の下でこの意見書の見直しの意見書を出しているという形で非常にちょっと難しいような形になると思います。

石田清廉委員 そこで質問として「記」の1のところにおいて減額調整措置の在り方についてと書いておられますね。在り方ということについて今お答えになったちょっと曖昧な部分があって、一方では国の国保の財政基盤を確立しなくちゃいけないけども、かといって国民の国保の負担額

を上げることも余り上げては困ると。そういう両方が成り立つようなことをしっかり検討する場を設けて、結論を出して在り方についてやってくれと言っているわけでしょ。そういうことでしょ。ですからどれがほんとにお願いなのか、どっちなのかよく分からんっていうのが僕らの素朴な質問なんです。だからほんとに見直しをどうしたいのか、もっと国の負担額を上げて、我々の負担を下げしてほしいという見直しのお願いならよく分かる。一方ではそうじゃないんだと、今財政基盤を確立してもらった、その上で国保全体を皆をいようにしてほしいという両方こうしようとしているからよく分からんなどなっているんですよ。そうなんですかね。ここにある在り方についてというのは。

岡山明委員外議員　ここで言われた在り方という部分で非常に一番目の減額措置の在り方についてということで形としては先ほどもお話した状況の中でまだ土俵に上げていない、まだ国のほうもこういうその減額の見直しまでいってないという状況でこちらとして意見書のような形で議会から出していただきたいという趣旨の下で出しております。そういった意味で在り方、これをこの全面的にその形を変えろという形はまだ今後進めていく上において、まずは土俵に上げていただいてそれから話を進めていただきたいと、そういう趣旨の下でとりあえずは在り方っていうんですかね、それをテーマとして上に上げていくと、そういう形で在り方という表現でここに載せております。まずはしつこいようですが、土俵に上げた状態で国のほうに検討していただきたいと、こういう問題がありますと。これを検討していただきたい。そういう形でまずは上に土俵の上上がるという趣旨の下で在り方という形を取らしていただいております。

三浦英統委員　先ほどから平成30年から県に移行するというようなお話がございます。その中で平成27年度から1,700億円、国が国保に財政支援をする、それから平成29年以降は約毎年3,400億円、財政支援するんですよ。財政支援をそれだけする中にこれはもう消費税も上がってくるというような考え方の中で、国保にそれだけのお金を投入するんだと、ここに書いてあるように早急な検討の場を設けようぬんというよりもこっぴど財政支援をしてくれるんだから廃止したらどうかというような考え方はないわけですか。

岡山明委員外議員　今国保に支援と言われますが、私のほうから今回の減額調整措置という形で今現状で山陽小野田市が小児医療、この助成金も負担

が掛かっているのが175万あります。ひとり親家庭の医療助成に関しても170万の調整金額が掛かっています。それともう一つ大きいのが心身障害者医療助成、これに係る調整金額が2,400万あります。そういった意味で今言われた助成もあります。それに伴うような金額が調整されておるといのも事実でございます。その部分もある程度返してほしいと、見直してほしいという部分であります。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。もう1点ほどお聞きしますね。先ほどから出ているように全国市長会がこの問題に対する提言を發表しています。これは御存じですか。これが一つですね。もう1点はこれまで山陽小野田市議会として意見書を出しているわけですね。その意見書よりもまずそのことについてちょっとお聞きします。御存じでしたかどうか。

岡山明委員外議員 内容の詳しい部分は聞いておりません。昨日の時点で宇部の市会議員にその状況をこの意見書に対してのどういう形になっているかということを確認したときに今言われた全国市長会、議長会その部分の内容が出ていると。そういう程度で内容の詳しい記事は、私はちょっと把握しておりません。そういう状況です。

下瀬俊夫委員長 市議会の意見書について。

岡山明委員外議員 市議会の意見書に関しても詳しい内容まではまだ聞いておりません。

下瀬俊夫委員長 昭和22年の9月に山陽小野田市議会で、「平成ですね」と呼ぶ者あり）平成22年ですね、9月30日に国民健康保険に対する国庫負担の見直し増額を求める意見書というのが可決されているんですね。この中で国庫負担の見直しと増額をされるよう強く要求するというふうになっています。それから先ほどの全国市長会ではこのペナルティの廃止を求める要望書が出されています。そういう他の市長会や当議会の意見書を踏まえたね、やっぱり意見書に私はすべきではないかなと思ってはいるんですが、それは御存じなかったわけですね。

岡山明委員外議員 昨日もあつたんですが、国民健康保険に対する国庫負担の見直し、増額を求める意見書のことでよろしいでしょうか。

下瀬俊夫委員長 はい。

岡山明委員外議員 昨日も大変皆様に御迷惑を掛けた意見書の内容で、平成22年の9月ということで、私も議員になっておりませんので、中身を昨日の時点では確認していないというのが現状でございました。これは私が本当に、昨日の中島議員の質問に対しては十分な理解も得ないまま発言し、皆様方に対して多大な御迷惑をお掛けしたことに對しては、おわびを申し上げたいと私は思います。それと同時に今言われました意見書、平成22年の9月に目された意見書に關しては、今回の私のほうから出しました地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書に關しては後退したというつもりはありません。

下瀬俊夫委員長 見解はいいんですが、最後にほかになれば、まだありますか。

吉永美子委員 6月3日の議会運営委員会に委員外議員として出席させていただきました。その際に全会一致であれば議運、副議長提案。でなければ担当は民福になりますので、付託されるものと思って参加をいたしていましたが、その中で会派間の調整が必要じゃないかということで、預かりみたいになったわけで、その後、岡山議員と同じ会派ですから、5会派の皆さんと協議、お願い等させていただいてまいりました。そういった意見は絶対、私は無視はできないとっておきまして、全会派の考えが一致する部分はですよ。その中で岡山議員の考えを聞きたいんですけど、地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書と医療に關わる総合支援を求める意見書ということで、共産党から出されて、2番を残すという形の話があったんですが、昨日の議運でも石田さんも2番を消してやったほうがいいんじゃないかと会派の中で出ていたということがありましたように、共産党を含めて全会派が2番を外すと、医療に關わる総合支援を求めるということは外して、2番は外して、1番の題名はこのまま行くということで了解を得ておりますが、それは岡山議員としてはよろしいでしょうか。

岡山明委員外議員 2項目の廃止ということに關しては、私はそれで十分と、皆様のコンセンサスを取れば、それで私は十分と思います。

下瀬俊夫委員長 意見がないようであれば最後に確認したいんですが、2項目について削除をしてほしいということなんですか。してもよろしいということなんですか。

岡山明委員外議員 今お話したとおり皆様方のコンセンサスが取ればそれで結構です。

下瀬俊夫委員長 それは2項目の削除ということだけで、後の語句については基本的に変えてはいけないということなんですか。

岡山明委員外議員 全てという形は非常にまた難しい発言で、私も言葉という意味で非常に大事にしないではいけないということで、今回非常に痛切に感じております。そういった意味で1番、あとその他もろもろの文章があります。文章に関しても皆様方が納得していただけるような形を取れば、取れば、それ以上の形は、それでよろしいんじゃないかと私は思います。

下瀬俊夫委員長 私が言っているのは、ここは委員会ですから、後は委員会で、皆さんで調整をして、全会一致になるのかどうなのかというね、そこら辺の協議に入るわけです。そのときに2項目の削除については、これはあと皆さんでどうぞ協議してくださいという話なんですけど、修正というのは当然いろんなことについての修正の問題が出てくるわけで、それは御了解いただけるんですねということ。確認だけです。

岡山明委員外議員 先ほどお話したとおり皆様の御意見が通ればそれで、その方向で進めていただければと思います。

吉永美子委員 委員長が言われるのは共産党から出された1番について、取りやめることと入っておりました。ここについてなかなか調整がつかなかったところを言われているのかなと思ったんですが、実は中島会派代表からいただいた中で、これちょっとどうしても矛盾が出てきてしまうのは、見直しを求める意見書になっていることと、それと1番目の2行目から行きますと、子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置を取りやめることと、こうなりますと医療費助成も取りやめる。国庫負担の減額調整措置も取りやめるという文章になってしまって、ちょっと整合性が取れないと思います。ですからこの点については岡山議員には意見を聞いておきたいと思います。整合性の分と取りやめるということによろしいのかどうか。題名と変わってまいりますがいかがですか。

岡山明委員外議員 私も今そこまで具体的に文面の形を取られると、そういう形が出ましたので発言させていただきます。今言われたように減額調整措置の在り方を取りやめるということに関しては、趣旨から反していくと、そういう形が見受けられると。そういった意味で今吉永議員が言われたとおりに、取りやめという部分は、先ほども各ほかの議員もお話をして、ある程度理解をしていただけたんじゃないかと思った意味で、そういう取りやめという分に関しては、大変申し訳ないんですが趣旨から、減額調整措置の見直しという趣旨から外れると、そういう思いがあります。

下瀬俊夫委員長 思いはいいんですが。

岡山明委員外議員 あると同時に、それはそのとおり、この文章で在り方の形を通していただきたいと思います。思いますというか通していただきたい。

尾山信義議長 これは意見書として、山陽小野田市議会から出すという意見書でございますので、当初に意見調整が付かなかったというのが最大のミスだろうというふうに思います。今回これを山陽小野田市議会の意見書として出すのであれば、幾ら修正をかけても全会一致になるような形にして出すべきであろうと思います。趣旨が変わるとというのがどうして変わるのか変わらないのかというきちんとした説明をそれぞれにつけられないと、きちんとした答弁ができないことには、この意見書自体が私は成立しないと思いますので、その辺をよく調整されたほうがいいと思います。

下瀬俊夫委員長 岡山議員にお伺いしたんですけど、機関意思の決定というね。いわゆる山陽小野田市議会の意思の決定ですから、これを多数決で押し切ればいいという話ではないと思うんですよ。そうすると幾ら提案者が私はこう思いますといっても、機関意思の決定は違う場合があり得るんですよ。意見調整の中で。そこら辺のことについては理解されないと、あくまでこれで行くんだという話をされるとですね、全体の調整ができなくなるんですよ。ちょっとそこら辺にかたくなになるとなかなか難しくなるんですけどね。機関意思とはそういうもんでしょ。全体の意思が集まって始めて成立するわけですから。

岡山明委員外議員 大変申し訳ないんですが、ちょっと休憩を取らせていただ

きたいんですが、よろしいでしょうか。

下瀬俊夫委員長 しばらく休憩にします。

午後 1 時 4 7 分 休憩

午後 2 時 再開

下瀬俊夫委員長 委員会を再開します。岡山さん何かありますか。

岡山明委員外議員 この地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書。この題名を残していただいて、後の部分に関しては皆様方の調整をかけていただいて結構ですので、よろしく願いいたします。こういう方向でやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

下瀬俊夫委員長 それでは岡山さんに対する質疑はもういいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは委員外議員としては退席をお願いします。

（岡山明委員外議員退席）

下瀬俊夫委員長 それでは意見書の審議をどうしましょうか。協議会にしますか、自由討議にしますか。その前に提案があるんですが、この意見書について執行部を呼んで聞いてみたらどうかという提案があったんですが、全国市長会が廃止を求める要望を出しているということもあって、市議会でそれが後退するような内容になってしまうと、執行部の手を縛ってしまうことにもなりかねないわけですね。そういうこともあって執行部の要望と言いますか、聞いてみたらどうかという意見が出されたんですが、これについて取扱いを協議したいと思います。

三浦英統委員 市長会が出した文書のことに関しても聞くということですか。

下瀬俊夫委員長 いずれにしても執行部の手を縛ってしまうということは事実ですからね。全国市長会で出された意見書や要望と違ったものであれば、それは若干調整が要るんじゃないかと思います。

岩本信子委員 全国市長会が出されたペナルティの廃止を求めているという提言書はありますか。見たいんですが。

下瀬俊夫委員長 全国議長会のあるかどうか分かりませんが、とりあえず市長会の分が出されました。裏面の2ですね。(2)各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止することと明確にされています。ではこれを踏まえて議論をお願いします。

矢田松夫副委員長 見直しというのが書いてありますが、廃止も含め見直しなのかということですね。どっちの語気が強いかということですが、やっぱり廃止というのが強いような感じがします。ただ単なる見直しよりは、ですから、ここを廃止も含むと、廃止を行うよう強く要請するというように修正したらどうなのかということでもあります。記の1ではなくて、その上の下記のとおり早急に見直しというふうにはなっていませんが、見直しというよりも廃止という字句を入れたほうがいいんじゃないかということでもあります。廃止も含む以下字句を変えて強く要請すると。

石田清廉委員 ほとんど同じようなことなんですけど、前段の分ですね。今言われたのは、下記のとおり早急に見直しを廃止することの見直しということで、この文面を変えろということなんです。ここはこのままだも下の記の1、減額調整措置の廃止についてということにすれば、この文章もいいわけですよ。上の前段の文面をいらわなくても。そうすればいいんじゃない。記の1の在り方についてのところを全国市長会の文面と同じように減額措置を廃止することにすれば、簡単でいいんじゃないかな。

吉永美子委員 廃止とするのか見直しとするのかというのは微妙なところではあるとは思いますが、現実問題というお話で、市長会の分を頭から外して、私の考え方を申し上げますと、2番は全会派の思いがあったので外すということで岡山議員が了解を得ておりますけれども、検討に当たってはとありますよね、総合的な検討をしていかなければいけない、そうしていかないとほかのところ、例えば難病対策とかいろんな対策を進めているわけです。そういったところに大きく影響してしまうかもしれないということで、慎重に検討しなければいけないというところがあることは事実だと思います。だからこそ今のが廃止までいきなり持っていないで、要はペナルティを当然ながら減らしてもらいたいのは当たり

前です。言い方として、今はまだまな板の上にも上がっていない、そう
いったところでいきなり廃止となると、ほかに与える影響とかを全く考
えないでよければ廃止でいいと思うんです。でもそういったことを考
えること、また、実は国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協
議というのが行われています。この中で出されているのが地方単独事業
に係る国庫負担調整措置の見直しについて、地方から提案も行われてお
り、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続
き議論していくこととすると、このように取りまとめが出されているら
しいですよ。それでまた併せて国会の中で質疑等が出ています。そのと
きに厚生労働大臣の答弁の要旨として、子供の医療等の在り方について
は少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の
幅広い観点から考えていくことが重要である。以上を踏まえ御指摘の点
も含め、今後少子社会における子供の医療の在り方等を検討する場を設
け、関係者も交えつつ議論し、しっかりと考えていきたいと、このよう
な答弁が出ているわけですよ。だから、先ほど言いましたように、まだ、
まな板の上にも上がっていない。今御紹介した厚生労働大臣の答弁要旨
にもありますように幅広い観点から考えていくことが重要ということが
あるわけなんですよ。ですので、やはり市長会は置かせていただけれ
ば、廃止というのはやはり現実問題としては余りにも先走ってしまうと
いうことになる。ほかの影響を考えないで出す意見書になるということ
は、私は自分の考えとして申し上げさせていただけたらと思います。

下瀬俊夫委員長 だから、廃止を入れるのは反対なわけですね。

吉永美子委員 はい。

小野泰委員 記の1については、在り方よりもっと強い形がいいのではないかと
思う。なかなか言葉が見つからないが、廃止は極端で、いけないとい
うことであれば、それに近づいた形でいい言葉があれば、そういった形
にすればいいし、そうでなければ廃止ということにすればいいかなと、
そんな感じです。

下瀬俊夫委員長 そうすると、全国市長会が何も考えないでこれを出したとい
うことになっちゃうよね。それは違うでしょ。

岩本信子委員 減額調整措置の在り方ですよ。減額調整措置というのはいろ
いろあるんじゃないかと思うんですが、その点はどうなんですか。一つ

だけじゃなくて、いろんなどころの制度の減額調整措置があるんじゃないかと思うんですけど、その点はあるんですか、ないんですか。ちょっと私自由討議で聞きたいんですけど。

下瀬俊夫委員長 基本的には乳幼児の医療費だけです。

岩本信子委員 減額調整措置がされているのは。ほかにも何かあるんじゃないですか。

小野泰委員 私が持つておるのは、乳幼児の医療費助成とひとり親家庭医療費助成、重度心身障害者の医療費助成。子ども医療費助成というのがあるんですが、これはまだ協議中みたいな。県に確認中ということみたいです。今3つがあるというふうに認識しています。それがそれぞれの中でいわゆる交付額の算定によっていろいろなってくる。ですからさっき岡山さんが言われていたように、例えば乳幼児の対象医療費が1億円とするならば、国庫支出金の対象医療費が0.866ということで、8,611万で残りの1,389万円を県と市で折半していると、こういうことのようにです。

岩本信子委員 今の乳幼児だけではなくてほかの部分もある、ひとり親とか重度のと。ではそういうものに全部影響してくるわけですね。そうするとこの目的というのはある程度の国保の財政基盤の強化という部分が私はあるんじゃないかと思うんです。なぜかというとな国保が今変わろうとしていますよね。県単位なんかでも、いろいろやろうとするような中で、やはり国保の財政基盤を強化せんと、そういうことの事業ができないから、強化するために今からこれを考えようという段階だから、それを廃止という言い方というのは、私はちょっと今からなんだから、見直しを求める、在り方を考えるでいいんじゃないかと思うんですが。

小野泰委員 岩本委員が言われることはもっともだと思います。ただ、市長会で出したのはそれなりのことを考えた上で出したんだと思います。この辺の細かいことは聞いておりませんので、さっき言われたようなことがあれば聞いてみてもどうかなと言っただけで、それぞれの思いでやっていると思いますので、分からないことがあれば、もし相手が来ていただければ来てもらって、その辺をしたらどうだろうかと。分からん中で話し合いをしてもいけないところもあるので。

下瀬俊夫委員長 来ないって。どうしますか。このままでは調整ができませんが。問題はいろんな拡充をやる場合に地方単独でやる以外にないわけですよ。やればやるほどペナルティが掛かってくるという仕組みを廃止してくれという、非常に分かりやすい話なんです。これを国保会計の運営上の問題になってしまうと、地方の単独の事業は何も入って来れなくなる。財政基盤の弱い国保会計では単独のいろんな事業が何もできなくなるということになるわけね。そこについての見直しを求めるということ、見直しというか廃止を求めるということなんで、ちょっとそこら辺で意見調整ができないかね。さっき岡山議員は表題だけ残してもらったら後はどうぞという話をしちゃったんだけど。

古川市議会事務局長 市長会のほうは国民健康保険制度等に関する重点提言ですが、議長会のほうは社会文教委員会というのがございまして、その中で国の機関に要望する件で、国民健康保険制度についてということの中で、(7)として児童等への医療費助成など地方単独事業に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置の廃止という項目がございまして、本委員会では市単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置の廃止を求めてきたが実現には至っていない。今私が読上げたのは6月16日、17日に日比谷で行われた91回の定期総会での社会文教委員会の去年の動きの中で、こういうことが言われております。本年はうちの議長が社会文教委員会の委員長でございまして。その辺も勘案する中で御審議を願いたいと思います。7月10日に正副委員長会議に行くようになっておりますので、委員長として立場もおもんぱかっていただけたらと事務局では考えております。

尾山信義議長 平成20年からずっと減額措置については廃止ということで社会文教委員会から要望が出されております。

下瀬俊夫委員長 協議会に切り替えます。

午後2時13分 休憩

午後2時53分 再開

下瀬俊夫委員長 それでは民生福祉常任委員会を再開いたします。とりあえず

この議員提出意見書案第1号について今日はこれで終わりたいと思います。それでは協議会に切り替えます。

午後2時55分 休憩

午後3時17分 再開

下瀬俊夫委員長 委員会を再開します。現地視察について要望が出ています。美祢の火葬場にぜひ行きたいと要望があります。もう一点は葬祭業者との懇談をやってほしいという要請が出ています。この二点について、日程的には7月13日にやったらどうかと考えておりますので、まずこれについて御意見を伺いたいと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしということで7月13日にこういう行事を予定したいと思います。ほかになければ今日はこれで終わりたいと思います。どうも御苦労さまでございました。

午後3時20分 散会

平成27年6月25日

民生福祉常任委員会委員長 下 瀬 俊 夫